

北子2第 419号
令和2年4月14日

北谷町内認可保育施設長 様

北谷町長 野国 昌春
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、保護者への登園自粛に係る留意事項について（通知）

みだしの件について、本町では令和2年4月14日北谷町新型コロナウイルス感染症対策本部の決定をうけ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、別紙のとおり保護者に対し、認可保育所等への登園自粛要請を行うこととなりました。

貴施設におかれましては、下記留意事項を踏まえた対応をよろしくお願い申し上げます。

記

※ 留意事項 ※

あくまでも、自粛要請となっていることから、**自粛要請期間中、保護者が保育施設等の利用を希望する場合には、施設はその利用を拒むことはできません。**

自粛期間中の保育所利用の適否を施設が判断してはいけませんので、その点を踏まえ、ご対応お願いします。

必要な保育の提供のため、ご理解ご協力をお願い致します。

1 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

○保育料について

保育料の徴収のある、0歳～2歳児の保育料については、欠席日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

※欠席日数の確認について

後日、出席簿の写しの提出を求める予定です。

提出に関する詳細は決まり次第、通知します。

手続きの詳細については、決まり次第、通知します。

○給食費について

公立保育所については、欠席日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

貴施設におかれましては、以下の「幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ」を参照のうえ、ご対応お願い致します。

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ（抜粋）

12-14	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどうすればよいですか。	副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。
-------	--------	---------------------------------------	---

2 給付費について

在籍児童数により金額を算出するため、登園自粛による施設への影響はありません。また、保育料の減免による影響も生じません。通常どおりの支払いとなります。

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当 (098) 936-1234 (内線 257、259)